

随 意 契 約 結 果 書

| | |
|----------------------------|---|
| 物品等の名称及び数量 | 岬町簡易パーキング分筆登記等業務 |
| 契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 浪速国道事務所長 梶房 宣昭 |
| 契 約 締 結 日 | 平成27年 5月15日 |
| 契約の相手方の氏名及び住所 | 土地家屋調査士法人 コクト 大阪府寝屋川市木田町3-26-105号 |
| 契約金額 (消費税及び地方消費税含む) | ¥10,303,200 |
| 予定価格 (消費税及び地方消費税含む) | ¥10,314,000 |
| 随意契約によること とした理由 | <p>本業務は、前年度において一般競争により上記業者と契約した清滝生駒道路他不動産表示登記等業務において、岬町簡易パーキング等事業に関する公共用地取得に伴う分筆登記等の表示登記を行うために必要となる資料調査や現地調査は完了しているものの、履行期限内に用地売買契約締結にまで至らなかったため履行することができなかった分筆登記等の表示登記申請手続きを今年度において行うものである。</p> <p>分筆登記等の法定添付情報である地積測量図の作成者は、その図面に表示された土地について実際に調査・測量を行った者である必要があり（昭和61年9月29日民三第7271号民事局長回答）、また、調査・測量と登記申請手続きは一連の業務であり切り離すことはできないとされており、調査・測量、地積測量図の作成及び登記申請手続きは一体不可分の作業である。</p> <p>また、平成23年に法務省における分筆登記等の表示登記時における現地調査に係る指針が改正され、その後管轄法務局ごとに順次、登記官による現地調査が積極的に実施されるようになったが、この現地調査はその土地を調査・測量し、現地の状況に精通した者以外では対応できない。</p> <p>従って、本業務を履行できるのは、前年度において清滝生駒道路他不動産表示登記等業務を実施した者のみであるため、上記の相手方と随意契約を締結するものである。</p> <p>なお、随意契約を締結することにより、別途発注した場合に必要な資料調査や現地調査が不要となり、事業執行の効率化に寄与するものである。</p> |
| 備 考 | 年間予定額 3,782,065円（単価契約） |